

大分県就労継続支援事業所活躍推進事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、就労継続支援A型事業所およびB型事業所（以下「就労継続支援事業所」という。）が取り組む事業拡大や多様な働き方の推進等に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の地域における活躍推進を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2 この事業の実施主体は、県内の就労継続支援事業所とする。

(事業内容)

第3 対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たな事業分野への参入
- (2) 請負業務の拡大につながる取組
- (3) 施設外就労や在宅就労など、多様な働き方の推進

(事業実施計画承認申請書の提出及び認定)

第4 事業実施主体は、大分県就労継続支援事業所活躍推進事業実施計画承認申請書（様式第1号）に事業計画書（交付要綱第2号様式）を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画の認定を行い、大分県就労継続支援事業所活躍推進事業認定通知書（様式第2号）により、事業実施主体あて通知するものとする。

(認定基準)

第5 事業実施計画の認定に当たっては、次の各号を考慮しながら総合的に判断するものとする。

- (1) 事業の実現性
- (2) 事業の継続性
- (3) 地域や産業への貢献可能性

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、本事業の趣旨に沿って適正に事業を実施するものとする。

(助成措置)

第7 知事は、認定された事業について、予算の範囲内で、別に定める大分県就労継続支援事業所活躍推進事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(補助金助成後の運営)

第8 補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、就労継続支援事業所の休廃止又は利用定員の縮小を行わないよう努めなければならない。

(成果の報告等)

第9 知事は、本事業終了後においても、事業実施主体にその後の状況や成果について報告を求め、現地調査をすることができる。

附則

この要領は、令和7年度の予算に係る大分県就労継続支援事業所活躍推進事業費補助金から適用する。